

甲南学園個人情報保護規程

平成 17 年 2 月 25 日
理 事 会 制 定

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人甲南学園（以下「学園」という。）が保有する個人情報の取扱いについて基本的事項を定め、業務の適正な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報とは、現在又は過去における在學生、在學生の保護者及び保証人、学園の役員及び教職員（学園と雇用関係にあるすべてのものをいい、非常勤講師、非専任職員等を含む。以下同じ。）並びにこれらに準ずる者（入学志願者等を含む。）に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報とは、教職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、教職員が組織的に利用するものとして、学園及び各学校が保有しているものをいう。ただし、文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (3) 情報主体とは、個人情報によって識別される特定の個人（当該個人の保護者、保証人及び法定代理人を含む。）をいう。

(責務)

第 3 条 学園は、この規程の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱いに努め、必要な措置を講じるものとする。

- 2 個人情報を取扱う教職員は、法令及びこの規程を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、保有個人情報の正確性及び安全性の確保に努めなければならない。
- 3 個人情報を取扱う教職員は、その業務に関して知り得た個人情報を漏洩、改ざん、その他不当な目的に利用してはならないものとし、その職を退いた場合にあっては同様とする。

(個人情報保護管理者)

第 4 条 この規程の目的を達成するため、個人情報保護管理責任者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 管理者は、各部課室の管理職をもって充てる。
- 3 特に必要と認める場合には前項に定める管理職以外の者を、管理者に指名することができる。
- 4 管理者は、その所管する業務の範囲内における個人情報について、教職員がこれを適正に取扱うよう指導し、監督するとともに、その取扱い並びに所管する保有個人情報の開示及び訂正の請求に関し、これを適正に処理する責任を負う。
- 5 管理者が取り扱う個人情報及び所管する保有個人情報の範囲は、甲南学園事務分掌規程の定めによる。
- 6 保有個人情報の管理責任範囲について疑義が生じた場合は、当該管理者間の協議により、これを定めるものとする。

(個人情報保護委員会)

第5条 学園及び各学校の個人情報の保護に関する重要事項を審議するため、個人情報保護委員会(以下「保護委員会」という。)を置く。

(保護委員会の構成)

第6条 保護委員会は、次の委員により構成する。

(1) 理事長

(2) 学長及び校長

(3) 常勤理事

(4) 副学長

(5) 教頭

(6) 総務部長、人事部長、大学事務部長、高等学校・中学校事務長

(7) その他特に理事長が指名する者

2 保護委員会の委員は、理事長が委嘱する。

(審議事項)

第7条 保護委員会は、次の事項について審議する。

(1) 個人情報保護の基本的施策に関する事項

(2) 管理者から保有個人情報の取扱い、開示、訂正、不服申し立て等について付議された事項

(3) 第4条第6項による管理者間の協議が成立しない場合の取扱いに関する事項

(4) その他個人情報の保護に関する重要な事項

(開催)

第8条 理事長は、委員長となり、保護委員会を招集して議長となる。

2 理事長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位に従い、理事長の職務代理者が前項の職務を行う。

3 保護委員会は、必要の都度開催する。

(成立)

第9条 保護委員会は、委員の過半数の出席をもつて成立する。

(関係者の出席)

第10条 保護委員会において必要と認めるときは、第6条に規定する構成員以外の者の意見を聴くことができる。

(所管部課室)

第11条 保護委員会に関する事務は、総務部総務課が行う。

(措置すべき基本事項)

第12条 学園は、個人情報保護のために措置すべき基本的な事項として、個人情報の保有、利用、提供、管理、委託に関する適正な取扱いに努め、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第13条 学園は、情報主体からの個人情報の開示、訂正、取扱い及び提供の停止並びに不服申し立てに対し、円滑な処理に努めるものとする。

(細則)

第14条 前2条に定める施行に関する細則は、別に定める。

(教育・研修)

第15条 この規程及び関係法令等の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いを確保するため、教職員に対する必要な教育、研修等を実施しなければならない。

(監査)

第16条 理事長は、学園における個人情報の取扱いについて、定期的に監査を行うものとする。

2 理事長は、前項の監査を行うにあたり、監査担当者を任命するものとする。

3 監査担当者は、監査の結果を理事長に報告しなければならない。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、保護委員会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。